

月報

1987 10 月 號



シンガポール日本商工會議所

〈 目 次 〉

(1987年10月号)

シンガポール石油産業の現状と今後	(C.Itoh International Petroleum Co Singapore Pte Ltd)	島貫 裕久	1
シンガポールのタブー集	(テンポラリー・サービス (シンガポール))	符 積逢	9
貨幣の話—シンガポールの通貨	(The Board of Commissioners of Currency, Singapore)		13
邦人小史④ ～欧洲大戦前後～		今中 太郎	25
会 員 紹 介	(シンガポール大昌電気株, JAC Properties & Employment (S) Pte Ltd.		36
理事会の動き			38
9月の主な経済記事			44
広 報 欄			50
資料案内			57
編集後記			59

シンガポール石油産業の現状と今後 ～激動する国際石油市場に於ての位置付け～

C. ITOH International Petroleum
Co. (S) Pte. Ltd.

島貫 裕久

1. 激動する国際石油市場

国際石油産業の歴史を簡単に振り返ってみると、1960年代まではメジャーと呼ばれる国際石油会社が、1970年代に入ると、OPECがそれぞれ市場をコントロールし原油価格決定に中心的役割を果たしてきた。しかし、1973年/79年の2度の石油危機により、OPECが、経済合理性を無視した大幅な石油高価格政策をとりつづけたため、1980年代に入ると、非OPEC国の生産増、省エネの浸透などOPEC産石油への需要が激減した。これにともない、OPEC内部での増産競争/シェア奪合いなど不協和音が顕在化し、相対的にOPECのカルテルとしての需給調整機能並びに市場支配力が低下している現状である。

OPECの市場支配力の相対的低下は、反面自由な経済需給原則にもとずく、スポット市況価格中心の市況商品市場への傾斜を強めることになる。石油のスポット化を背景として、1980年代にはいると、ロンドンのI.P.、ニューヨークのNYMEXに代表される石油先物市場が急成長し、現在NYMEXでの1日あたり取引高は4～5000万バーレルと自由世界原油生産量にはほぼ等しい量が、トレードされており、石油の市況商品としての性格を（或いはマネーゲームとしての性格）強めている。他方、OPECの市場支配が相対的に低下したとはいえ、その力はまだまだ強固で、現在の石油価格は、OPECの設定する政府販売価格（G.S.P.）を基準とする。「固定価格制」と先物市場を中心に引き出されるスポット価格に連動する「変動価格制」との綱引きによって決定されている。

以下、参考

表1-(A) OPEC原油生産量と価格の推移

1-(B) 自由世界の石油消費量推移（B.P.統計より出所）

1-(C) OPEC原油価格、生産量、石油収入の推移

2 シンガポール石油産業の現状

2 (A) 石油精製所 (REFINERY) ETC.

現在、シンガポールには5つのREFINERYがあり、その総原油精製能力は1日あたり約100万BBL（バーレル＝約160リットル）を有し、単独都市では、ロッテルダム、ヒューストンと並び、世界最大の石油精製基地をなしている。（ちなみに日本全体の石油消費量は1日あたり約400万バーレル）

表1(A)-1 シンガポール各REFINERY精製能力

REFINERY	場 所	精製能力 (バーレル / 日=BD)
SHELL	PLAU BUKOM	390,000
ESSO	PLAU AYER CHAWAN	230,000
MOBIL	JURONG	180,000
SRC (SPC/BP/CALTEX)	PLAU MERLIMAU	170,000
BP	PASIR PANJANG	27,000
		合計 997,000

（尚'87 9月 現在の稼動は約70～75万バーレル / dayである）、一方、上記REFINERYの他に、石油化学プラントとしてP C S (PETROCHEMICAL CORP OF SINGAPORE) — エチレン30万TON/Year、プロピレン16万TON/Year 生産能力、および、石油貯蔵専用基地（REFINERY 付随の分を除く）として、VAN OMMERON TERMINAL、（約50万Kℓ TANK）、PAKTANK TEMINAL（約20万Kℓ）があり、まさに、シンガポールは世界有数の石油 / 石化コンプレックスを有しているわけである。

シンガポールが、二大石油産業をはぐくんだ理由としては、以下が考えられる。

- ・シンガポールの地理的優位性——自然の良港、アジアのほぼ中心、シーレーンの中継所。
- ・シンガポールの安定した政治、自由港、政府の積極的外国資本誘致、——国有化接收の可能性なし。

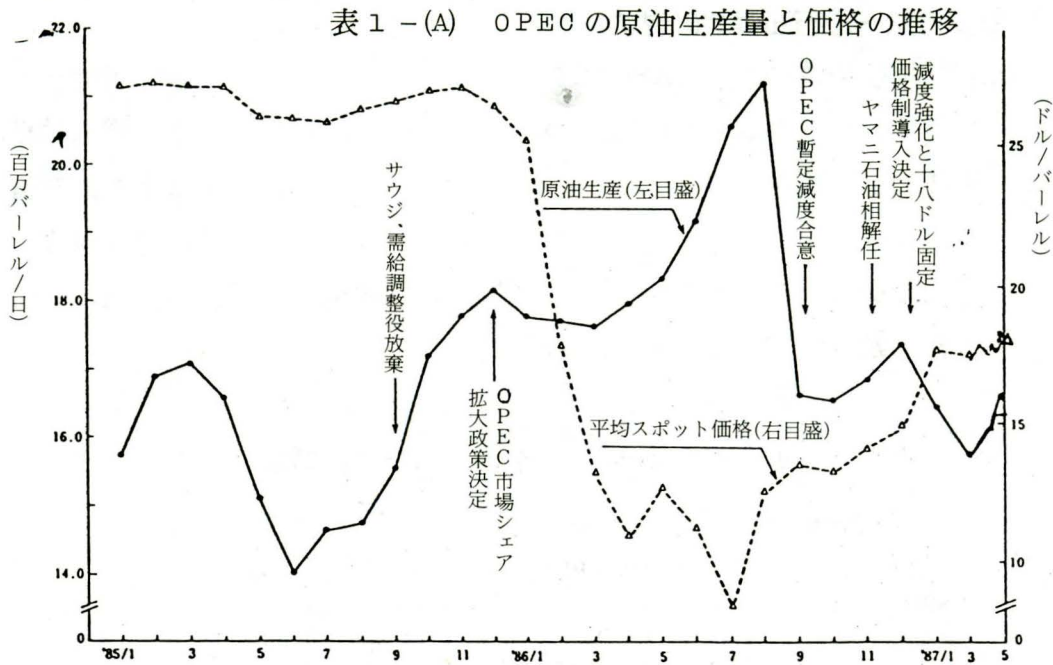


表 1 - (B) 自由世界の石油消費量の推移

（百万バレル/日）

	1973	1975	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1979/1985 変化率 (%)
米 国	16.9	15.9	17.9	16.5	15.6	14.8	14.7	15.2	15.2	▲ 15.1
西 欧	14.9	13.2	14.7	13.6	12.8	12.2	11.9	12.0	11.9	▲ 19.0
日 本	5.9	5.0	5.5	4.9	4.7	4.4	4.4	4.6	4.3	▲ 21.8
そ の 他	10.1	10.5	12.8	13.3	13.4	13.5	13.5	13.5	13.7	7.0
計	47.4	44.6	50.9	48.3	46.5	44.9	44.5	45.3	45.1	▲ 11.4

表 1 - (C) OPEC の原油価格、生産量、石油収入の推移

年	原油価格 (ドル/バレル)	原油生産量 (百万バレル/日)	石油収入 (十億ドル)	年	原油価格 (ドル/バレル)	原油生産量 (百万バレル/日)	石油収入 (十億ドル)
73	2.64	31.0	2.3	80	29.38	26.6	274.9
74	9.56	30.7	80.8	81	33.20	22.4	249.2
75	10.46	27.2	92.5	82	33.51	18.6	196.2
76	11.51	30.7	107.9	83	29.21	17.3	157.0
77	12.40	31.3	122.6	84	28.75	17.2	158.6
78	12.70	29.8	114.4	85	26.60	15.9	137.9
79	17.84	30.7	192.5	86	13.80	17.7	81.1

（注）原油価格は中東中質原油の価格を示す
 （出所）OPEC 統計、PIW、IEA 資料、1986年エネ研推計

- ・ アセアン (ASEAN) / 日本、台湾、韓国、中国等への経済 / 石油需要成長地域への石油製品供給重要拠点。

2 (B) シンガポール石油国内需要

シンガポール自体の国内石油需要はバンカー（船舶用燃料）を除けば約 10 万バレル / day、バンカーで約 9 万バレル / day となっており、とても、シンガポール総精製量の石油製品供給を吸収できるものでない。

2 (C) 中間地精製として、周辺諸国（日本も含む）への石油製品供給基地の役割

従いシンガポール石油産業は、その地理的優位性生かし、REFINERY から生産される石油製品の大半を周辺諸国への輸出にふりむけるといって、まさに中間地精製の役割、（供給基地の役割）をになっているわけである。

他方、周辺諸国にあっても、National Security 上独自の REFINERY をもって国内石油需要に依拠している事から、シンガポール石油産業は、各国で不足を生じた石油製品を適宜供給する或いは、他地域からの不要製品（シンガポールの必要製品）を適宜購入するという、国際需給調整機能を有す。

シンガポール石油製品の大口輸出先は、日本、マレーシア、ホンコン、タイ、USA、オーストラリアの順である。

以下、1986 年度 \$ シンガポール石油貿易統計を掲げる。

SINGAPORE IMPORT/EXPORT STATISTICS IN OIL/PETROLEUM FOR 1986

AAA	SINGAPORE TOTAL EXPORT IN 1986 (JAN - DEC)	
11	TOTAL EXPORT:	(TON)
	MOGAS - PREMIUM	1,888,004
	MOGAS - REGULAR	432,347
	AVGAS	6,122
	NAPHTHA	2,433,088
	KEROSENE	1,763,598
	JET	3,523,989
	HIGH SPEED DIESEL	7,999,040
	OTHER DIESEL	24,311
	FUEL	9,467,303
	OTHER REFINED PRODUCTS	91,600
	TOTAL	27,629,402

BBB SINGAPORE TOTAL IMPORT IN 1986 (JAN - DEC)

11	TOTAL IMPORT:	(TON)
	CRUDE	32,027,439
	MOGAS - PREMIUM	476,959
	MOGAS - REGUALR	167,682
	AVGAS	9,372
	NAPHTHA	538,792
	KEROSENE	305,826
	JET	200,906
	HIGH SPEED DIESEL	1,215,327
	OTHER DIESEL	11,019
	FUEL	8,216,750
	OTHER REFINED PRODUCTS	7,075
	TOTAL	43,177,147

2. (D) 委託精製

シンガポール REFINERY のもう一つの大きな機能としていわゆる“委託精製”がある。“委託精製”とは、原油供給者が、REFINERY に、原油を持ちこみ、精製を REFINERY に委託し、精製結果生産された、石油製品を、その原油供給者が引きとるというものである。この場合、原油供給者は REFINERY に精製料（加工賃）を支払い、生産された石油製品の量と原油供給の量とは原則等量である。

この委託精製において、REFINERY 側は精製料の収入と、REFINERY 装置の稼働率向上による採算の向上（SCALE MERIT）という MERIT があり、他方、原油供給者側は必要な石油製品を販売完全商品の形で受取れるという MERIT がある（同時に産油国が委託精製した場合形を変えた原油販売ともいえる。）

この委託精製は、シンガポール REFINERY にとって重要な、役割 / 財源のひとつであり、政府ベース / 各社ベース、委託精製の誘致には力をいれている。

現在のシンガポールでの大口委託精製者は、中国化工公司約 100,000 ドル / day、PETRONAS（マレーシア国営石油会社）約 70,000 バレル / day、日本勢（石油会社 / 商社）約 40,000 バレル / day となっており、他、小口 SPOT も加えれば、約 250 ～ 300,000 万バレル / day の常時委託精製が行なわれており \$ シンガポール REFINERY

稼働の大きな割合をしめている。(3～4割)

2 (E) 日本とシンガポール石油産業の関わり

日本はシンガポール石油産業にとって、最も重要な TRADE PARTNER の一つである。前述シンガポール石油輸出統計に見られる通り、対日向けの石油製品輸出はシンガポール全石油輸出の中でも第一位であり、日本政府の段階的石油製品輸入自由化の実施政策とあいまって、シンガポール石油産業における日本へのウェイトは今後更に増大化する可能性がある。

従って、シンガポール各 REFINERY は、日本での石油需要/供給動向に大きな関心を持っており、(日本向け輸出はほとんど、石油製品全油種に及ぶ)、彼らの製品生産パターン計画の決定には、日本向け供給が、大きな決定要素となっているといっても過言ではない。

現在日系企業では、大手石油会社(8社)、商社(9社)などが、シンガポールに Permanent Office を設置し、活発に石油商活動を営んでおり、その STATUS は上記ふまえ、高い。

2 (F) シンガポール REFINERY への原油供給(原油ミックス)

原油はその油種に応じ、それぞれ、生産される石油製品の割合が異なる。(LPG、ナフサ、(ガソリン)、灯油(ジェット燃料)、軽油、重油)これにともない、シンガポール REFINERY では、その SWING REFINERY としての性格上、精製する原油油種を変動する需給動向/価格動向に対応し、随時変えて購入しているが、(原油ミックス)大まかにいって、約50～60%が、中近東系原油、残る40～50%が、インドネシア/マレーシア/中国等いわゆる南方系原油という構成である。

激動する原油/石油製品価格とその需給また石油商活動の加速的スポット化という状況下にあっては、この原油ミックスを決定する際は、どうしても、短中期的な市況推測(読み)という要素が重要となり、各 REFINERY は原油ミックスの決定に、最も重きをおいている。(市

況予測に頼る部分が多いため、各社それぞれのよみから異なる原油ミックスをとるケースが多く、それが、各社の採算を一様でないものとする事となる。)

2. (a) 激化する競争とオイルトレーディング (トレーダーの活躍)

近來国際石油市況は、短期的な需給不均行、中東の政治不安、OPECのCARTEL 価格統制力の相対的低下などにより、日々大きく変動するマーケットになっており、国内需要が少なく、比較的スポット市況に左右される度合いの大きいシンガポール石油産業に於ては、人よりも早く有利な引合の獲得或いは、少しでも安い原料の獲得といった事に注力し (スポット化)、当然競争は益々激化の一途をたどる事となる。

一方、石油製品、原油は多少の資金力/信用力/know-howさえあれば、だれでも手にいれる事ができる国際自由商品である事から、(自由マーケット)、市況の読みに応じ、誰でも long/short、のOPERATION が出来る。ここに一大石油センターである、シンガポールに多くのトレーダーが参入し、商活動を行なう状態が現出された。オイルトレーダーは、その各々の市況読みにもとづき、電話一本で石油製品/原油の売買活動を行なっているわけである。

現在オイルトレーダー専業している会社は大小合わせ40社以上あり、シンガポールは石油精製コンプレックスであると、同時にアジアでは最大のオイルトレーディング地域でもある。シンガポール政府も最近オイルトレーディングセンターとしてのシンガポールへの展開 (先物市場の設置等) に積極的である。

3. シンガポール石油産業の今後

以上みてきた通り、競争の激化、世界的の石油精製設備の過剰、石油の加速的市況商品化の中にあって、今後のシンガポール石油産業の対応/展開としては以下が考えられる。

(A) 中間地精製機能、アセアン/アジアでの需給調整機能は引き続き継続。

特に、日本の石油製品輸入段階的自由化、アセアン (ASEAN) を中心

とする経済成長にともなう、石油製品需要の伸びなどを背景として、今後もシンガポール石油産業の果す役割は大きい。

(B)競争の激化にともなう、REFINERY の更なる合理化推進

不採算老朽精製設備の廃棄ないしは、Renovation、また、刻々変化する石油製品需給パターンに柔軟に対応出来るようなREFINERYの体制作り浸透（二次装置タンク等設置の動き）。

(C)アジア石油需給の地域性に即した、自前の石油先物市場設置の動き

NYMEX/IP などにFOLLEWする時代の流れ。

現物石油価格の変動リスク（市況商品化した石油）ヘッジの必要性、アジア地域でも強まる。

(D)石油トレーディング、（単純に製品を作って売るだけでなく）の機能拡大

アジアの石油Trading機能センターとなり得るか？

（シンガポール OR 東京）

(E)海外に対する委託精製への積極的誘致は当面（少なくともあと3～4年）継続。

(F)シンガポール政府の石油産業育成へのBack Up 継続（石油産業への法人税制優遇の可能性）。

(G)シンガポールREFINERY 石油精製マージンは、当面大幅好転の可能性少なく戦国時代は継続。

シンガポールのタブー集

テンポラリー・サービス(シンガポール)

符 積逢

日本企業が激しい競争に打ち勝っていくため、国際的に活動範囲を広げていく必要が出てきた時代にあって、日本人経営者達は、海外拠点において、適応し、成功をおさめなければならない。円高によって、より多くの企業が海外に製造、販売分野を広げる必要が出てきた。このいわゆる「国際化」のなかで、日本人経営者は、何とか大きな失敗もなく、その任期を全うすることが期待されている。しかしながら、常識をもちあわせていても、シンガポールでの仕事、生活を成功裡に行なうことを妨げるような落とし穴がある。

すでに、他の国で仕事をした経験のある人は、シンガポールで誤ちなどおかすわけではないと思うかもしれない。しかし、そういう人にかぎって、チャンギ空港に着いた際、大きな誤ちを犯しかねない。他の国々では、税関、その他の政府役人に、少額の賄賂を渡すことがまかり通っている。ラテン・アメリカに滞在していたある経営者はワインを数ケースもって、チャンギ空港に降り立った。空港で呼びとめられて、彼はそのワインに対する税金を払うように要請された。以前住んでいた国と同じ状況であろうと思って、彼はその場でワイン数本を税関担当官に進呈した。しかし担当官は、そうした行為はつつしむよう忠告をしたという。さもないと、政府役人に賄賂を贈ろうした罪で逮捕されただろうという。シンガポールでは、いくら少額でも汚職は許されていない。シンガポール通の経営者なら、もちろん、政府入札建設事業等の為、賄賂を利用するなどは、不可能であることを知っている。民間分野でも、契約等を結ぶ為賄賂をおくったために汚職の責任を問われかねない。従って、経営者はシンガポールで営業する際、法律上の問題を起こさないよう注意が必要である。

もちろん、常識ということが、シンガポールの生活すべての面で、重視

されなければならない。しかし、常識はある場合は、共通認識でないことがある。日本では、女性社員に対し、肩にうでをのせたり、ふざけておしりをつねったりという親近感の表現は許されている。しかし、シンガポールでは許されてはいない。シンガポールでは、ほとんどの女性社員は、性的な行為に対しては保守的な意見を持っているし、上記のような親近感の肉体的表現は、許容範囲外である。日本では、いわゆる「オフィス・ラブ」が一般的にあるが、シンガポールでは、真摯なものでない限りは、軽く見ていると問題を大きくしかねないのである。

シンガポールでの営業、その他の活動を成功裡に運営するためには、会社社員に敬意を払うことが大切である。従って、自己を如何に態度で表現するかが非常に大切となってくる。人間というのは常に、どういう風に扱われるかということに敏感なものである。敬意をもって扱われれば、彼らは敬意をもって、それに応じる。尊大に扱われれば、侮辱をもって、それに応じるのである。

日本人の経営者の中には、シンガポールの現地職員に対し、配慮のない態度を——シンガポールは日本ほど進んでいない国だと考えて——とっているようだ。もしそんな態度で接するなら、そうした経営者は、任期を楽しく、成功裡に全うすることはないであろう。

シンガポールのように、多言語、多宗教社会にあっては、無知ということにより、社会的非礼をおかすということがあり得る。イスラム教徒は豚肉を食べず、ヒンズー教徒は牛肉を食べない、ということはよく知られている。仏教徒の中には、牛肉を食べない宗派の人もある。イスラム教徒のお客を招待して、豚肉の入った料理を供するのは、失礼なことである。これはとても人を傷つけやすい問題である。ホッケーセンターで食事をする時、もし、豚肉を食べた食器を、マレー系のサテー売りの食器にのせたりしたら、彼は非常に気分を害するだろう。何気なくやってしまったこととはとられずに、故意に悪意をもって行なったとみなされるのである。従って、経営者はシンガポールの地元の人の気持ちに敏感になって対するこ

とが重要であると、ここで強調しなければならない。

若い経営者は、戦時中の日本のシンガポール占領という歴史や、その期間の悲劇的事件を知らないかもしれない。従って、できるなら、この期間については言及しないほうがよいが、もし、言及するのであれば、シンガポール人の気持ちをよく考えるべきであろう。少なくとも、シンガポール人の気持ちに見方を合わせるべきである。もちろん、若い世代は、直接戦時中の経済をもつわけではないが、この期間の出来事を前の世代から聞いているはずであるから。従って、カラオケバーで日本の戦時中の軍歌や、「シナの夜」などの歌を唱うことは、配慮に欠けることである。礼儀正しい人々であるから、シンガポール人は直接には、反対はしないであろうが、内心不快に感じているのである。

避けた方がよいタブーをリスト・アップすることは、意味がなく、私の意図するところではない。私が強調したいのは、国際都市であるシンガポールに住むことは順応しやすいということである。日本の経営者が心に留めるべきことは、ここは日本ではなく 従って、すべてが日本と問じように仕事上進むことを期待すべきではなく、「日本では、こうやってるんだから、同じようにやらなきゃいかん。」といった問題の解決の仕方をとらないことである。

海外で仕事をする際の成功の秘訣は、共に働いている人々と一緒にやってゆき、その協力を得ることであるといっても過言ではない。従って、まず第1に、共に働いている人々を好きになることが大切である。敬意をもって接すれば、彼らは、敬意をもって接してくるであろうし、協力してくれるであろう。いかに処されるかに、人は敏感である。彼らに対し話す時、挨拶をする時、その動作すべてが、彼らに対するあなたの態度、気持ちを表わしているのである。

もし、彼らといて居心地良さを感じれば、あなたは成功するであろう。成功するかしないかを判断する試金石は、とても簡単だと思う。もし、シンガポールで働きたいと感じ、日本へ帰りたくないと感じれば、きっと成功するであろう。シンガポールで働くことがいやでいやで、日本に帰るの

が待てない程ならば、成功はおぼつかない。その場合は、日本へ送りかえしてもらおう申請を出した方がいいだろう。シンガポールで働くことが嫌であれば、それでもう結果は目に見えているのであるから、あなたにとっても、会社にとっても、その方がいいであろう。

シンガポールで働きたいと思う経営者の方は、勇気を出し、地元シンガポールの同僚達と共に仕事を成功裡に行なえるあなたの能力を信じて、ガンバッテ下さい。

貨幣の話……シンガポールの通貨

The Board of Commissioners of Currency, Singapore

シンガポール通貨審議委員会（BCCS）は、シンガポールで唯一の通貨発行機関である。この機関の設立前は、マレーシア、ブルネイ、シンガポールは共通の通貨を使用していた。1967年、マレーシア、ブルネイ、シンガポール政府が各々独自に国内通貨を発行する決定を行い、共通通貨協定は停止されることとなった。BCCSは、1967年の通貨法の発効により設立され、この法案により、BCCSは、シンガポール共和国の唯一の通貨発行権を有するものと規定された。

まず、マレーシア、ブルネイ、シンガポール間で、交換可能協定が結ばれた。これは、マレーシア・ドルもブルネイ・ドルもシンガポール・ドルも同等とみなされることを意味した。

1973年5月8日、マレーシア政府は、マレーシア、シンガポール間の交換可能協定の終結を要請した。国民及び貿易業者の不都合を避ける為、シンガポール政府は、まず、銀行、国民に対し、1973年5月8日より3ヶ月の期間、引き続きマレーシアとシンガポールの通貨を同等で両替する決定を行なった。しかしながら、1973年6月の多額の投機資金の流入によるUSドル高圧により、シンガポール政府は、1973年、6月21日、シンガポール・ドルの変動相場制を決定した。これにより、マレーシアとシンガポール通貨の等価制はなくなった。従って、BCCSは、マレーシア・ドルとの等価交換を1973年6月23日までの継続という決定を行なった。

ブルネイ政府は、シンガポールとの交換可能協定を継続する決定をしたが、マレーシアとの協定は終了した。従って、ブルネイ・ドルとシンガポール・ドルは、双方で出まわることになり、ブルネイ・ドルは、シンガポールで一般に使うことができる。

シンガポール・ドルの単位は、1ドルが100セントとなっている。

1967年6月12日以来、BOCSは、3種の通貨紙幣、2種の硬貨を発行し、これらはすべて法的に管理されている。

1967年より出まわっている最初の通貨紙幣には、「蘭」のデザインがほどこされている。シンガポールが世界でも最大の蘭輸出国の1つであることから、すべての通貨紙幣の表に、蘭を印刷することにされたのである。第1回の通貨紙幣では、1ドル、5ドル、50ドル、100ドル、そして1000ドル札がつくられた。中間通貨の必要性から、1972年8月7日に、25ドル、500ドル札がつくられた。1973年1月29日には、1万ドル札が発行された。（備考Ⅰを参照）

産業及び経済の進展の中にあって、シンガポールは、1978年8月6日、2回目の通貨発行を行なった。この2回目のシリーズは、我が国通貨の偽造を防ぐための、安全性に関する点が、改良されている。シンガポールで見られる色彩豊かな鳥がこのシリーズでの特長となっており、従って一般的には、鳥シリーズとして知られるようになった。

鳥を特長とするこのシリーズは、色彩豊かな羽、強さ、敏捷さ、適応力などをモチーフとしたものであり、発展に向け、高く飛んでいく限らない潜在力をもった若き自由なシンガポールを象徴している。鳥シリーズは、蘭シリーズとともに出まわった。この通貨紙幣の詳細については、備考Ⅲを参照されたい。

第3回目の通貨紙幣シリーズは船をモチーフとし、1984年に発行された。この新通貨紙幣は、最新の安全の観点と、偽造に対する技術的な保護をかねそなえたものである。このシリーズのデザイン・テーマは、「シンガポールの船と成長」となっている。船が選ばれたわけは、シンガポールの貿易の成長を促進する上で、船舶輸送が重要な役割を果たしていることによる。1984年10月22日、「船」シリーズの1000ドル札が発行された。この1000ドル札は、新シリーズの数年間の発行中、はじめてのものであった。1985年8月1日に100ドル札、1987年1月12日に1ドル札、1987年3月9日に50ドル札が発行された。詳細については備考Ⅴ(a)-(d)を参照されたい。

1967年6月12日には新しいシンガポール硬貨は発行されなかった。しかし、マラヤ及び英領ボルネオ、通貨協定（1960年）の規定に従い、マラヤ及び英領ボルネオ通貨審議委員会は、BCCSが硬貨を発行するまでの1967年11月20日まで、シンガポール内で、マラヤ及び英領ボルネオの硬貨を継続して使用することとした。新硬貨には表裏とも斬新なデザインが用いられた。詳細については、備考Ⅱを参照されたい。

1968年以前は、シンガポールの硬貨はすべて、ロンドン・英国造幣局で造幣され、1967年と銘がうたれていた。シンガポールの造幣局（現在、シンガポール造幣局 Pte Ltd）の設立以来（Chartered Industries of Singapore Ltd による）、BCCS は、すべての硬貨をシンガポール造幣局で作らせている。シンガポール造幣局で製造された硬貨は1968年以降の日付がうたれている。

1985年より出まわっている第2シリーズの硬貨のデザインは、他国の硬貨と見分けがつくものとし、持ち運びに便利で、使いやすいように、小型、軽量の硬貨となっている。このことは、硬貨により利用される機械、特に公的輸送機関での利用の際、重要である。通貨硬貨の新シリーズは、5セント、10セント、20セント、50セントで、植物のデザインがほどこされている。1セント及び1ドル硬貨も近々、発行される予定である。詳細については、備考Ⅶを参照されたい。

国家的行事の記念硬貨も BCCS により発行され、又、国内外の収集家の要望に応えたメダル硬貨も発行されている。上記に加え、BCCS では、又、1オンス、 $\frac{1}{2}$ オンス、 $\frac{1}{4}$ オンス、 $\frac{1}{10}$ オンスの純金硬貨も発行している。これら4種の純金硬貨は、法的な管理のもとにおかれ、金市場の値段に少額の割増金をつけて売り出されている。この純金硬貨は、一つの魅力的な投資方法になっている。1984年付けの同様の硬貨も発行された。シンガポール純金硬貨の仕様については、備考Ⅳを参照されたい。

通貨紙幣の単位及びその他特徴（「蘭」シリーズ）

備考Ⅰ

単 位	発行日	寸法 (mm)	デ ザ イ ン		基調色
			表（蘭の名前）	裏	
1 ドル	12-6-67	121X64	バンダ・ジャネット・カネアリ	住宅街アパートブロック	紺
5 ドル	12-6-67	127X71	バンダ・T.M.A	シンガポール河の活気ある風景	緑
10 ドル	12-6-67	133X79	デンドロビウム・マージョリー・ホー 「トニー・ペク」	シンガポールの地図を背景とし 握手しあう4つの手	赤
25 ドル	7-8-72	140X79	レタントプシス・オーロラ	最高裁判所	茶
50 ドル	12-6-67	146X87	バンダ・ロスシルディアナ 「テオ、チュー・ホン」	シンガポール海岸、クリフォードピア	青
100 ドル	12-6-67	159X95	カトレヤ	シンガポール沿岸の平和な風景	水色
500 ドル	7-8-72	160X96	デンドロビウム・シャングリラ	セントアンドリュース・ロード 政府官庁街	緑
1,000 ドル	12-6-67	159X95	デンドロビウム・キミヨ・コンドウ 「チャイ」	ビクトリア劇場とエンプレス・プレース	ふじ色
10,000 ドル	29-1-73	203X133	アランダ・マジュラ	イスターナ	緑

1 ドルから1,000 ドル札までには、垂直に安全筋が1本入っている。10,000 ドル札には2本入っている。
紙幣表には、国家の紋章及び、ライオンの頭の透かし模様、大蔵省大臣の署名が入っている。

単位	発行日	合 成	基準重量 (g)	形	縁	基準直径 (mm)	基準厚み (mm)	表デザイン	裏デザイン
1 セント	20-11-67	青銅	1.94	円形	平	17.78	1.118	モダンなアパート建物 正面に噴水 後部に雲	左側に2本の稲穂 右側に「シンガポ ール」の文字。上 部に発行年。硬貨 単位は中央部。
1 セント	1-6-76	銅めっき鋼	1.744	円形	平	17.78	1.118		
5 セント	20-11-67	白銅	1.41	円形	ぎざぎざ	16.26	1.016	巢で羽を広げるヘビウ	－ 同 上 －
5 セント	16- 5-80	白銅めっき 鋼	1.26	円形	ぎざぎざ	16.26	1.016		
10 セント	20-11-67	白銅	2.83	円形	ぎざぎざ	19.41	1.397	たつのおとしごと 海草	－ 同 上 －
20 セント	20-11-67	白銅	5.66	円形	ぎざぎざ	23.60	1.778	波のモチーフとメカ ジキ	－ 同 上 －
50 セント	20-11-67	白銅	9.33	円形	ぎざぎざ	27.76	2.032	熱帯の海に棲息する ライオン・フィッシュ	－ 同 上 －
1 ドル	20-11-67	白銅	16.85	円形	ぎざぎざ	33.32	2.388	シンガポールのライオン シンボル 横に稲の穂束	－ 同 上 －

通貨紙幣の単位及びその他特徴

〔「鳥」シリーズ〕

備考Ⅲ

単 位	発行日	寸 法 (mm)	デ ザ イ ン		基 調 色
			表 (鳥の名前)	裏	
1 ドル	6-8-76	125 X 63	黒シリ アジサシ	ナショナルデー・パレード	青
5 ドル	6-8-76	133 X 66	赤ひげ ブルブル	ケーブルカーと港の空よりの眺め	緑
10 ドル	6-8-76	141 X 72	白シリ カワセミ	ガーデン・シティー 後部にそびえたつ公共住宅	赤
20 ドル	6-8-79	149 X 72	黄シリ タイヨウチョウ	チャンギ国際空港 前面にコンコルド	茶
50 ドル	6-8-76	157 X 75	白シリ シャマ	スクールバンドのパレード風景	青
100ドル	1-2-77	165 X 78	くび青 ハチクイドリ	様々な民族グループによる舞踊	青
500ドル	1-2-77	181 X 84	黒シリ コウライウグイス	石油精製所	緑
1,000ドル	7-8-78	197 X 90	ブラミニー トビ	コンテナ・ターミナル	紫
10,000ドル	1-2-80	203 X 133	オジロワシ	シンガポール河の風景	緑

紙幣表には、国家の紋章及びライオンの頭の透かし模様、大蔵省大臣の署名が入っている。

1,000ドル札、10,000ドル札には2本、その他の紙幣には、垂直に安全筋が1本入っている。

シンガポール純金硬貨仕様								
硬貨の 単位	金 属	基準重量及び 金含有量	基準直径	基準厚み	形	縁	表デザイン	裏デザイン
10ドル	999 純金	31.14g + 0.06g (1トロイ衡純 金)	30 mm ± 0.05mm	2.68mm ± 0.15mm	円形	ぎざぎざ	国家の紋章 下部に発行年 「シンガポール」を公用4 語でコインのまわりに デザイン	中央に龍 上部に「10ドル」という文字 下部に「999純金1オンス」
5ドル	999 純金	15.57g + 0.03g (½トロイ衡純 金)	25 mm ± 0.05mm	2.10mm ± 0.15mm	円形	ぎざぎざ	国家の紋章 下部に発行年 「シンガポール」を公用 4語でコインのまわり にデザイン	中央にフェニックス 上部に「5ドル」という文字 下部に「999純金半オンス」
2ドル	999 純金	7.78g + 0.016g (¼トロイ衡純 金)	20 mm ± 0.15mm	1.68mm ± 0.15mm	円形	ぎざぎざ	国家の紋章 下部に発行年 「シンガポール」を公用 4語でコインのまわりに デザイン	中央にきりん 上部に「2ドル」という文字 下部に「999純金¼オンス」
1ドル	999 純金	3.11g + 0.006g (⅙トロイ衡 純金)	15 mm ± 0.15mm	1.31mm ± 0.15mm	円形	ぎざぎざ	国家の紋章 下部に発行年 「シンガポール」を公用 4語でコインのまわりに デザイン	中央に鯉 上部に「1ドル」という文字 下部に「999純金⅙オンス」

「船」シリーズ 1,000 ドル札詳細 (1984 年 10 月 22 日発行)

V(a)

単位	寸法	デザイン		基調及び副調色	
		表	裏	表	裏
1,000 ドル	横: 185mm 縦: 88mm	左側に、コンテナ船 1 隻、コンテナ埠頭クレーン 2 機。中央上部に「シンガポール」の文字。左上部端に、国家の紋章。右上部、及び左端下に、「1,000 ドル」の文字。右端下に魚 (クロミレプテス・アルティベリス、ポルカドット・グループ)。 シンガポール通貨審議委員会長 Dr. ゴー・ケン・スイーの署名と押印が右中央部のフェニックスの上部に。それをはさんで「本紙幣は法の管理下にある」と、「1,000 ドル」という文字。左下部に番号。同じ番号は右上部に。	右側に、船舶修理場の鳥瞰図。 国花「バンダ・ミス・ジョキム」4 つが幾何学模様で左中央部に、その下に「シンガポール」の文字。 「1,000 ドル」の文字は左上部及び右端下に。表にあった魚は下部左端に。	基調色: 紫 副調色: 赤茶	基調色: 紫 副調色: なし

紙幣は左中央部に垂直に安全筋が 1 本入っている。

ライオンの頭の透かし模様が、表の右側にある。

透かし模様は、表又は裏から重ね刷りしたものではない。

単位	寸法	デザイン		基調及び副調色	
		表	裏	表	裏
100ドル	横: 165mm 縦: 78mm	左側に、1950年代、60年代、シンガポールで活躍した乗客船。 中央上部に「シンガポール」の文字。 左上部端に国家の紋章。 右上部及び左端下に「100ドル」の文字。右端下に魚（イリシャ・エロンガタ、スレンダー・シャド）。 シンガポール通貨審議委員会長 Dr. ゴー・ケン・スイーの署名と押印が右中央部に。それをはさんで、「本紙幣は法の管理下にある」と「100ドル」という文字。左下部に番号。同じ番号は右上部に。	右側にシンガポールチャンギ国際空港の鳥瞰図。国花「バンダ・シス・ジョキム」4つが、幾何学模様に左中央部に。その下に、「シンガポール」の文字。「100ドル」の文字は、左上部及び右端下に。表にあった魚は下部左端に。	基調色: 茶 副調色: えんじ及び オレンジ	基調色: 茶 副調色: なし

紙幣は左中央部に垂直に安全筋が1本入っている。

ライオンの頭の透かし模様が表の右側にある。

透かし模様は、表又は裏から重ね刷りしたものではない。

「船」シリーズ1ドル札詳細（1987年1月12日発行）

備考 V(c)

単位	寸法	デ ザ イ ン		基調及び副調色	
		表	裏	表	裏
1ドル	横:125mm 縦: 63mm	左側に歴史的な船「シャチュアン」中央上部に「シンガポール」の文字。左上部端に国家の紋章。右上部及び左端下に「1ドル」の文字。右端下に魚（中国鯉、シプリヌス・カピオ）。 シンガポール通貨審議委員会長 Dr. ゴー・ケン・スイーの署名と押印が右中央部に。それをはさんで、「本紙幣は法の管理下にある」と「1ドル」という文字。 左下部に番号。同じ番号は右上部に。	右側に、セントーサ衛星地球基地。国花、バンダ・ミスージョキムが幾何学模様と共に左中央部に。その上に、「シンガポール」の文字。「1ドル」の文字は、左上部及び右端下に。	基調色：青 副調色：緑	基調色：青 副調色：なし

紙幣は左中央部に垂直に安全筋が1本入っている。
ライオンの頭の透かし模様が、表の右側にある。
透かし模様は、表又は、裏から重ね刷りしたものではない。

単位	寸法	デザイン		基調及び副調色	
		表	裏	表	裏
50ドル	横: 156mm 縦: 74mm	左側に沿岸船。中央上部に「シンガポール」の文字。左上部端に国家の紋章。右上部、及び左端下に「50ドル」の文字。右端下に魚（エピネフェルス・セクスファシアトウス、バレンシェナー）。大蔵大臣兼シンガポール通貨審議委員会長Dr.リチャード・フォー・ツータウの署名と押印が右中央部に。それをはさんで「本紙幣は法の管理下にある」と、「50ドル」という文字。左下部に番号。同じ番号は右上部に。	右側に、「ベンジャミン・シェーラ橋」の鳥瞰図。上部右端に龍。国花、バンダ・ミス・ジョキム4つと幾何学模様が左中央部に。その下に「シンガポール」の文字。「50ドル」の文字は、左上部及び右端下に。表にあった魚は、下部左端に。	基調色：青 副調色：えんじ、オレンジ	基調色：青 副調色：なし

紙幣は左中央部に垂直に安全筋が1本入っている。

ライオンの頭の透かし模様が表の右側にある。

透かし模様は、表又は裏から重ね刷りしたものではない。

流通硬貨の単位及びその他特徴（新シリーズ）

備考Ⅵ

単位	発行年	合成	基準重量(g)	形	緑	基準直径(mm)	基準厚み(mm)	表デザイン	裏デザイン
5セント	1985	アルミ青銅	1.56	円形	ぎざぎざ	16.75	1.22	中央部に国家の紋章 下部に発行年 硬貨のまわりに、「シンガポール」の公用4語表示。 10セント、50セント硬貨には、国家の紋章のまわりに線入り。	中央部にフルーツ・サラダ・プラント（モンステラ・デリシオサ） 下部に「5」の数字 上部に「5セント」の文字。
10セント	1985	白銅	2.60	円形	ぎざぎざ	18.50	1.38		中央部にスター・ジャスミン（ジャスミンム・マルティフロラム）。 下部に「10」の数字。 上部に「10セント」の文字。
20セント	1985	白銅	4.50	円形	ぎざぎざ	21.36	1.72	－ 同 上 －	中央部にパウダー・パフ・プラント（カリアンドラ・スリナメンシス） 下部に「20」の数字。 上部に「20セント」の文字。
50セント	1985	白銅	7.29	円形	ぎざぎざ	24.66	2.06		中央部にイエロー・アラマンダ（アラマンダ・カタルティカ）。 下部に「50」の数字 上部に「50セント」の文字。

邦人小史 ④

～ 欧州大戦前後 ～

今中 太郎

邦商の系譜

日本商人は明治中期ごろの露店商に毛のはえた程度のものが、明治後期から大正にかけて商店経営、昭和から現地の会社組織、あるいは日本の支店という風に変ってくるが、邦商群といつても中央組合、本通組合、大通組合などをつくっていたミドル路周辺がおもな活動の場であって、海峡植民地シンガポール全体の経済からみれば微々たるものであり、それは大正2年のシンガポールの自動車登録数960台の内、日本人所有はたったの3台（所有者は三井物産、鈴木予備軍医、西村医師）であることからわかる。

邦人の車が3台であった頃、日本人傭夫追放令や白人娼婦退去命令などでステレツの商売も先が見えだしてくると、邦人経営者は今までの同邦相手からそろそろ現地在住人相手の商売へと切りかえるようになりつつあったがそこへ欧州戦争（大正3年～7年）が勃発したのである。

欧州戦争（第一次世界大戦）

地球上のほとんどの国々をまきこんだこの第一次世界大戦はドイツ、オーストリア、ハンガリー、トルコなどが連合国側に、そしてイギリス、フランス、イタリア、ロシア、日本などが同盟国側として世界を2分し、米国は大戦発生3年目に同盟国側に参加する。オランダ、スイスは中立。

第一次大戦がどのくらい被害甚大な戦争であったか、われわれにとってはずでに完全な過去の歴史なのであまりピンとこないが、この時の死者1000万人、第二次大戦の死者2200万人ということから大体察しがつく。大戦は白人の引き揚げとなり、ドイツ租借地の青島（チンタオ）は日本軍に占領された。（因みに中国製の青島ビールはもともとドイツ人が始めたビールである）。

西欧諸国は戦争に忙しく、ほとんどが東洋圏から手をひいたので国際パ

ワーは軍事も経済も空洞化し、中国では西欧系の企業は中国資本に買収され、その後、日本や中国の新興工業がゴム、石炭、鉄、豆油、製粉、棉花、絹、煙草、そして阿片で大儲けするようになる。

シンガポールでは同盟国側のドイツやオーストリアの資産は凍結されて、一時的にしる彼らの強制収容所入りとなった。

グッドウッドホテルも欧州戦争まではドイツ人の TEUTONIAN CLUB であったが、開戦で凍結され、戦後は敵性資産ということで競売にふされて CLUB GOODWOOD HALL となり、昭和4年から現在のようなホテルになったものである。ステレッツも開戦後の白人の引き揚げでいっきょにしてその最大顧客を失うが、一方、それまでは日本娼館では嫌われていた日本人客も登桜させてもらえるようになった。

大戦が始まってしばらくたった頃、同盟国、連合国ともに戦力が全く均衡してヨーロッパの戦場は膠着し、膨大な消耗戦が始まるが、この時の状態はレマルクの有名な「西部戦線異常なし」IM WESTEN NICHTS NEUES を生みだし反戦ムードを世にうえつけるほどになっている。

大戦ごろまではわが国の主なインフラ投下資本は鉄道であったが、鉄道網の完成が基盤づくりとなって農業国から工業国へと転換しつつあり、国としても輸出超過に傾むいてくるのはこの大戦の後半になったところである。

その頃、日英は同盟を結んでいたもので、英国はアジアの英植民地の保護をわが国に依頼し、日本海軍がこれらの海域の警戒保護にあたっていたものの、ヨーロッパで列強が死闘をくりかえしていたのに対し、アジアでは日本はいつも勝ち戦さであり、勝てば日本の軽工業品がそこへ何の競争相手もなく進出できる下地ができつつあった。

この頃、欧州諸国の商船は全て軍事に刈りだされてスエズ以東からは姿を消し、船腹は世界的に不足し、海上輸送は今までの英、仏、蘭の船から日本船への転換を余儀なくされたので、台頭しつつあった日本海運の独占市場となり、わが国の造船、海運は未曾有の好景気にわき船成金が続出し、

そして世界第三位の海運国となるのである。

印度傭兵の反乱

大正3年8月、連合国側に参戦した日本軍はドイツの租借領青島を陥落させた。更に勢いに乗じて大正4年1月には旅順、大連の租借期限の延長、山東省におけるドイツ権益の継承や東モンゴルその他における権利獲得を主眼とした21ヶ条要求が大隈内閣から出されそのほとんどを中国側に承認させたのである。

21ヶ条要求が出されて1ヶ月程たった頃、アレキサンドラバラック（植物園前のゴルフ場に連がる兵舎群）で印度傭兵が香港移駐の問題（本質的にはインド本国の独立運動と関連している）から反乱を起した。反乱兵は東洋人に対しては何ら危害を与えなかったが、周辺海域の警備にあたっていた日本の軍艦2隻が来星して英人居住地域や白人の保護に当り在星日本人が義勇軍約200名を結成して印度兵の鎮圧にあたるなどの事情もあって日本の知名度は一気に上昇した。

この反乱で英人の何名かが殺され、印度兵も多数が処刑されたが、海峡政府にすれば自国の軍隊は欧州へ引き揚げており、自分たちの傭兵が反乱を起したとあれば逃げるに逃げられず追いつめられた心境であった。そこへ日本海軍が来たのは地獄に仏であったろうから日本勢に対して好意以上の感情をもったし、その結果邦人の威勢もかってないほど高まったのである。

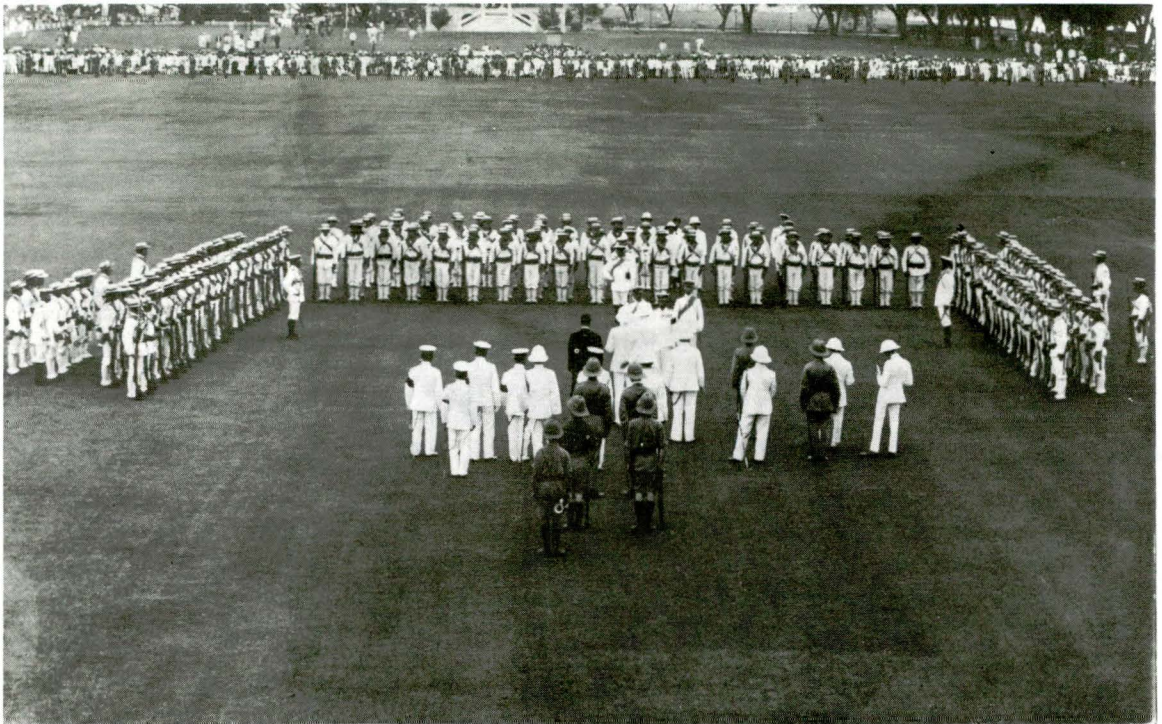
一方、日本の21ヶ条要求に対し中国本土では大規模な反日運動が起こり、シンガポールにもこれが波及する。

当地の華僑も直ちに排日運動に走ったが、これは前述した大戦中の治安は日本海軍にまかせるという協定やら印度軍反乱鎮圧の功もあって海峡政府はこの排斥運動をデモ程度まででおさえたのである。

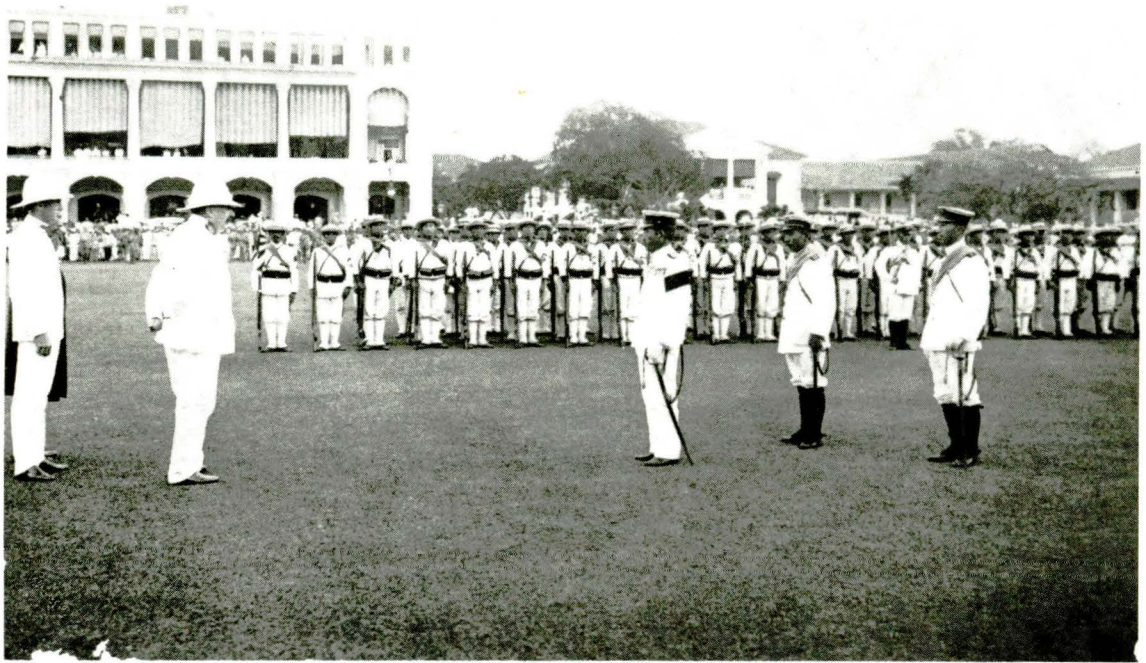
次の3枚の組写真はこの印度反乱軍鎮圧後の日本義勇軍の散会式の絵ハガキである。

第二次世界大戦以後、日本はシンガポールにとっては敵性国家であったため、このように日本人を称讃するような写真は古文書館にもほとんど残っていない。

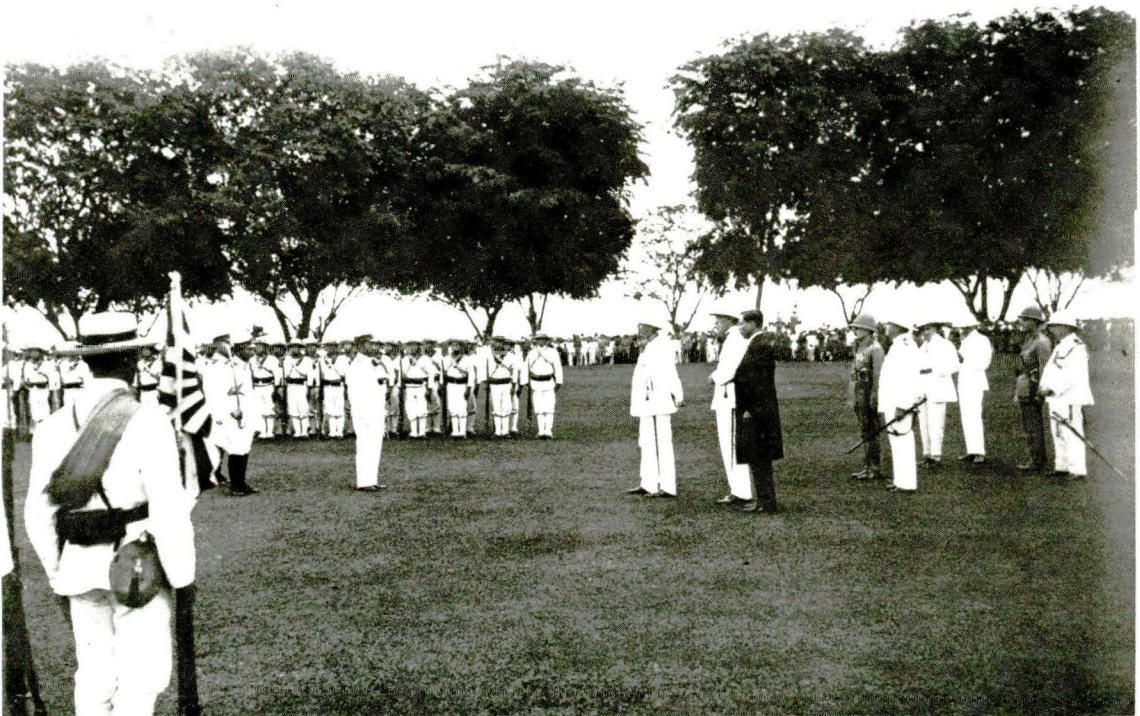
この3枚は蒐集家 LIM KHENG CHYE 氏が昨年末、ロンドン市場より買い求めたものでまだ古文書館にも羅列されていない珍品のため、特に月報編集部にお願ひし、スペースをさいてもらった次第。



大正4年の印度兵反乱に際して出動した在留日本人による義勇軍の散会式、正面と左右が日本義勇軍。手前は英軍オフィサー連。中央のブロックコートが日本代表（多分総領事）と思われる。



現政庁前広場（パダン）における義勇軍散会式。この頃のパダンには政庁舎も裁判所の建物もなく、西側にクリケットクラブ、東側にレクリエーションクラブ（ユーラシアンクラブ）北側にヨーロッパホテル（写真前方左側の2階建）という構図であった。写真では左側の英軍人2人を除いて全て日本人。ヒガミであるが、英人にくらべると日本人はあまり堂々としていない。



現政庁前での終戦時の旧日本軍の降服式はよく見かける写真であるが日本人がこのような現地社会に称讃されるの図は珍しい。もっとも当時は植民地であったから土着のアジア人にはあまりかわりのなかったことではある。

排日運動の下地

大戦までは白人商社が西欧品の輸入の大半を引き受けていたがサーキュラー路筋の中国系地場資本もその欧州品の取り扱いで台頭しつつあった。しかし中国系が、まだ実力不十分という折に大戦となったのである。

戦争で欧州からの輸入は途切れがちとなり、市中の欧州品は暴騰しはじめ、欧州商品の代品としての日本商品への需要が高まった。

日本品は日露戦争以後、海外へも次第に輸出を増加しつつあったが、しょせん粗製乱造品を安価に低所得層に売っていた安かろう悪かろうであり、中高級品の英独仏伊製品のはるか後塵を拝していた。そこへ大戦が始まり、日本は同盟国ということでシンガポールへは人も物も出入り自由であり、そして商圈は欧州品の輸入が途絶えて全般的に極端な品不足という状態が突如として出現したのである。

国際パワーの空洞化という天の時に加え、同じ東洋圏という地の理が幸いして日本商品は南海のすみずみにまで大挙進出できる条件はととのっていたからシンガポールでもまたたく間に日本品が怒濤の如く押しよせて市場を席捲した。

大戦発生の大正3年には邦字紙である南洋日々新聞も一部5¢で発刊され、日本商店数38、この年の内にホテルも3つ増えて商業関係企業だけでも48となる。

大正4年には15商店増加し、大正5年の邦人勢力は隆々たるものになり、貿易関係40企業、ゴム園関係30社、医薬関係14軒、ホテル下宿関係20余軒、料理飲食関係15軒、映画写真館4軒、理髪業10軒、その他、時計店、細工屋、菓子店、靴店、洗濯業、洋服店、陶器店などとなっている。この時のシンガポール総人口約36万人、現在の人口250万の15%ぐらいしかいなかった頃である。

こうして大戦後3年目の大正10年ごろにはあらゆる業種も含めて日系企業は300以上となり、街頭では日本雑貨があふれ、その比率は雑貨だけに限ると日本品80、中国上海品5、残りが西欧品等々という記録もある。シンガポール総人口42万人、邦人2000人であった。

日本の軽工業品、日本の商社、日本の船舶、日本の保険会社、日本の銀行、日本人の輸入卸商、日本人の小売商 --- となんでも日本というのは調子のよい時には一気にのびる要素ではあるがややもすると排他的になり、気の知れあった身内同土だけの商売となる傾向があった。

好景気の日本商人に対し、戦前は欧州品の輸入で利益をあげていたサーキュラー路の中国資本輸入商がまず不満をもちはじめ、日本の卸商の進出で商圈をせばめられた華僑卸商がこれにつづいた。

大戦発生でおこった空洞状態のところへ日本勢が大挙進出して市場を奪われた華僑間屋の不満が蓄積していた折、たまたま中国に対して日本の特殊権益を認めさせるための要求が大隈内閣から出されたのであった。

これに対し前述したように中国人の反日運動が高まるが、シンガポールでは海峡政府が反日デモ程度まででおさえこんだものの、中国人の心の中の反日感情まで払拭したものではなかった。

大戦の日本への貢献度

第一次大戦はそれまでの日本の経済不況と財政危機をいっきょにふきとばした。そして大正の終りごろには日本は軽工業中心ながらも世界主要工業国の一つと数えられるようになり、同時代を近代経済の本格的発展期に位置づけた。

こんな訳で開戦時には 11 億円の債務国であった日本の輸出入は大戦中にそれぞれ 4 倍前後のび、大正 9 年には輸出超過で 29 億円の債権国となっている。結果的には交戦諸国の経済活動が衰えた間に日本の産業は空前の好況時代を迎えるのである。

もっともこの大戦時に火事場泥棒的に輸出で稼いだのは日本ばかりでなくアメリカもそうであった。アメリカは開戦以来、孤立主義のもとに厳正中立を守り、ひとり貿易による巨大な利益をあげ、経済的繁栄の基盤をきずいた。

米国が鉄鋼生産で英国を追い超すのが 1880 年代、工業生産で英国を抜いたのは 19 世紀末であり、欧州戦の始まる前年の工業生産高は世界の 40 % 近く、英国の 3 倍となり、貿易額も英国と肩を並べるに到っている。

欧州戦後には米国の工業生産は世界の半分近くを占め、英国の4倍近くになっているし、フォードT型が大量生産で世界中に売りまくり初めるのも戦時中の1916年頃からである。



NATIONAL ARCHIVE 蔵

大正末ごろのマレー街風景。突き当たりが北橋路。マッサージ屋（これはあやしげなパンマではなく、本格的な按摩であった）、牛めし御料理、小皿物、御仕出し、南洋みやげ、ユモト自動車商会、門脇自動車商会、×××動車、ま×××などの看板がみえる。軒廊の各柱横には観葉植物がずらりと並んでいることからきれい好きの日本人の性格が見い出される（下町の鉢植えと同じ発想であろう）。

人力車にはゴム製のタイヤではなくゴム輪だけとされるので低級人力車である。

もみ療治の関本は南十字星十周年版の花屋商会の記事に出てくる。

南洋協会の設立

大戦の終りごろの大正7年11月には商業活動をするための南海の中心ということでシンガポールに商品陳列館 JAPANESE COMMERCIAL MUSIUM が設けられた。

商品陳列館は南海の物産のサンプルを日本へ送ったり、日本商人に南海での必要な商業知識を援けるための半官半民のものである南洋協会（本部は東京）が設立したもので、その目的とするところは「商工省、拓務省の指導下に同方面における国産品の進出督励、貿易幹施などに任じ、オランダ語、マレー語の教育のため講習会をほどこす」——とある。

陳列館は初めハイ街と北橋路の交差点のビルにあったが、のちにプラスバサ路にあったオリエンタルホテルを買収して移動し、2階を STUDENT HOUSE として新しく設けられた南洋商業実習生制度を設け、毎年十数名の青年を南洋各地の邦人商店に送りこんだのである。

この商品陳列館のビル内には新加坡日本人商工会議所、日本人実業同志会、日本人綿布組合、馬来自転車輸入組合などが設けられ、大正元年に設立された日本百姓会もこの協会内に事務所を置いた。

百姓会とはゴム園などの経営者の集りであるが、マラヤにおける日本人のゴム栽培は明治39年から始まっており、数年のちには三五公司の大資本投下によるゴム園経営（780エーカー）もジョホール東南端でスタートした。

日本へのゴムや鉄鉱石の輸出も盛んになり特にマラヤの鉄鉱石採掘は石原産業会社の独壇場であって、マラッカの手前にあるバトバハはそのためにかれた積出し港といってもよかった。

大戦によるゴムの高値でゴム商人も栽培の山元も有卦にはいっており、このブームは途中にあがりさがりはあったものの、大正14年の1ポンド US \$ 1.20 を最高値として昭和4年の世界大恐慌のあおりを受ける US \$ 0.15 のころまで、明治の終りからおよそ16.7年もゴム好況がつづいたのであって、だからこそ俗称日本街の色街は連日連夜の大盤振舞で5ドルのスッポンが50ドルのスキヤキに化けられた頃であった。



NATIONAL ARCHIVE 蔵

ブラスバサ路にあったオリエンタルホテル（南洋大酒店）。このホテルの電話番号は1927年版（昭和2年）の電話帳にのっているなので、この時点ではホテルとして存在していた。一方、邦人史書2冊によると大正12年にブラスバサ路の日本商品陳列館（JAPANESE COMMERCIAL HOUSE）に反日暴動の難をさけたとあり、時代考証で行きづまっている。どなたか御教示願いたい。



NATIONAL ARCHIVE 蔵

ORIENTAL HOTEL を買収してのちの日本商品陳列館。上をSTUDENT HOUSE とし（以前はホテルであったから学生を宿泊させるにはあつらえむきであった）、南方開拓の学生教育をほどこした。

宗主国の反応

さて、これら邦人の状況に対しイギリスのほうはどうであったろうか。

——「ちょっと戦争に行ってきますので留守中のことはよろしく願います」——と当地の治安を日本に預けて欧州戦線に出かけてはみたものの、戦後シンガポールに帰ってみると、戦前の自分達の商圈はほとんど日本人に踏みにじられていて出る幕はなくなっていた。

大戦中のすき間に日本商品、日本企業が市場を席捲してしまっており、かつ戦後の物価高で欧州からシンガポールへの輸出は難しく彼らにとっては手のほどこしょうがなかったから、「軒を貸しておも屋をとられた」感じであったろうと思うのである。

例えばそれまで7〜80ドルだった英国製自転車に代って日本製のが10ドルで輸入されている。或いは4.50セントであったゴム靴が3〜40¢の日本製にとってかわられている。

大戦中シンガポールの邦人はゴム、スズ鉄鉱の日本への輸出や漁業でも大好況であった。

ところが大战終了によって欧州諸国の復興がすすみ、その商品がアジアに再登場してくると、大戦以来の好景気とはうってかわって日本経済は戦後の反動不況で苦境にたたされることになる。

シンガポールもその植民地の太本であったゴム値が下がりだし、不況感がゆきわたりはじめた時に排日運動がおこった。

反日暴動の発生

大戦後のパリ講和会議で中国の要求した21ヶ条廃止などの要求がいれられない——というニュースから大正8年5月4日に北京大学の学生が親日派の中国政府要人宅を襲い、これが契機となって全中国の学生の蜂起、商人、労働者のストライキとなり、さらには大戦中に成長した民族資本の支持をえてひろい国民運動と化した。これがいわゆる5.4運動で、このあおりをうけてシンガポールでも6月20日に中国人による反日暴動が起り邦人商店や家屋が襲撃をうけて破壊されたもの大小25軒に及んだ。

海峡政府のイギリス側には前述したようにくおも屋をとられた感があり、ていまいましく思っていたから、この中国人による日貨排斥は渡りに舟であり、そのため、官憲も積極的にはその鎮圧に出ていない。

会 員 紹 介

* SINGAPORE TAISHO ELECTRIC PTE LTD

(シンガポール大昌電気(株))

所 在 地 : 51 Ayer Rajah Crescent #04-01/09

Singapore 0513

電話番号 : 7760244

Tlx: RS 35574 STWIRE

Fax: 7788530

設 立 : 1979年1月(登記)、1979年4月(操業)

形 態 : 子会社

代 表 : 北村 和夫(代表取締役)

Mr K Kitamura (Managing Director)

従業員数 : 220名、日本からの派遣社員2名

事業内容 : 品目 : 消磁コイル、アノードキャップ組立、電線加工、他

販売先 : シンガポール、マレーシア、日本

仕入先 : シンガポール、日本

(会社の特色)

得意先に安心(品質、価格、納期)して使っていただける商品を常に提供し、日々改善をめざす。

新規事業に対する常なる挑戦。

* JAC PROPERTIES & EMPLOYMENT (S) PTE LTD

所在地： 138 Robinson Road #14-10

Hong Leong Building

Singapore 0106

電話番号： 2246864

Fax: 2249473

設立： 1987年3月(登記)

1987年4月(操業)

形態：その他

代表：田口 アリス(専務取締役)
Mrs Alice Taguchi
(Managing Director)

従業員数： 8 名、日本からの派遣社員 2 名

事業内容：不動産：住宅、オフィスの御紹介

人材金庫：人材の派遣、御紹介



理事会の動き

第 219 回 1987 年 10 月 13 日 (火)

午後 12 時 30 分～

議 事：

議事に先立ち、松田顧問（旭 TV 硝子）及び横塚顧問（ペトロケミカル・コーポレーション）より、それぞれ就任の挨拶があった。

1. 前回議事録承認

異議なく承認された。

2. 審議事項

(1) 事務局強化（案）について

事務局強化特別委員会（担当：田本理事）にて検討を重ねてきた結果、① ENGLISH STREAM の NEW STAFF の雇用 ② JCCI 事務局の移転計画の 2 点が事務局強化（案）として提出された。別紙資料(1)に基づき事務局より説明した結果、①については、対外部との渉外関係強化、事業拡大に伴う支援スタッフの充実など事務局スタッフの質・量両面からの向上を図るとの観点から承認された。同時に、②の移転計画については、来年 5 月末に C P F ビル管理当局とのテナント契約が期限切れとなるので、今から物件探しにとりかかることで承認を得た。その際、これまで会員の中から不満の強かった駐車場スペース及び事務所へのアクセスの不便を解消できるよう、十分に配慮すべきであるとの意見が出された。

(2) 財務研究委員会について

二木副会頭を中心に本所の財務状況、特に剰余金の取扱いについて検討を重ねて来た結果、シンガポールにおける日本商工会議所のステイタス、すなわち

- ①. 当地における日系企業を代表する唯一の組織である。
- ②. 地元・政府及び経済団体からの要請・期待は、これまで以上に大きくなっており、将来も高まりこそすれ低くなることはない

と予想される。

- ③. 会員企業 470 社の代弁者として、引続き地域経済社会に対する影響力を常に念頭に置いた行動をとらねばならない等に鑑み、あまり技術的な手法を用いて剰余金に対する税金軽減策を実施することは、望ましくない。

むしろ、各種事業活動の強化によって、その結果として税金の軽減となることが望ましい。

会議所は 1983 年度に赤字を出ており、その後の経費節減の結果として、剰余金が出たものである。今年は、会議所事業活動の強化——部会・委員会、各種懇談会の活性化——を打出した初年度でもあるので、現時点で結論を急がず、さらに今 1 年程度様子をみてはどうかとの提案が行なわれ、承認を得た。

(3) UNITED WORLD COLLEGE OF SOUTH EAST ASIA DEVELOPMENT FUND への寄付

10 月 6 日付、古新居会頭宛依頼のあった U. W. C. サウス・イースト・アジア校開発募金について審議した結果、本所会員の子弟が数多く世話になっているのであれば、特段の配慮をしなければならないであろうが、現状は一概にそうとは言い切れない。また、会議所は原則的に寄付行為はしないとの基本姿勢をとっているので、今回は原則を遵守し、寄付に応じないことになった。

3. 報告事項

(1) EDB・フィリップ・ヨー長官他政府要人との懇談について

第 1 回目のミーティングは、1987 年 9 月 30 日（水）午前 8 時～9 時 30 分に三宅大使公邸にて開催された。出席者は以下の通り。

● シンガポール政府：

☆ Mdm. Leong Wai Leng (Ministry of Trade & Industry)

☆ Mr. Phillip Yeo (EDB)

☆ Mr. Tan Chin Nam (EDB)

☆ Mr. Goh Seow Kwang (EDB)

☆ Mr. Wong Meng Quang (TDB)

●大使館：

☆三宅大使

☆成宮一等書記官

☆河相一等書記官

●JCCI：

☆古新居会頭

☆小出副会頭

☆稲垣副会頭

☆二木副会頭

☆石川事務局長

ミーティングは、1回目ということでもあり、経済、労務、留学生等について相互に自由な意見が披露された。次回（12月初旬開催予定）のテーマ等については、EDB, MR. GOH, 大使館成宮氏、JCCI 石川の事務局3者にて具体的な問題をしぼり込むこととなった。さらに、今後問題によっては下部のワーキング・グループの編成や当該問題との関連する理事及び業界代表を適宜本懇談会のメンバーとして参加してもらうことも検討することとなった。

(2)日本・シンガポール協会への入会について

9月度理事会で社団法人日本・シンガポール協会（以下日・シ協会と略）への入会が承認され、その結果を書面にて連絡したところ、10月2日付、日・シ協会理事長桜井清彦氏より、10月1日付をもって正式登録した旨のレターを入手したので、そのコピーを配布した。

(3)経営研究委員会について

当委員会の活動強化、本所会員への情報提供の充実を目指すべく、まず、これまでの委員を中心に当委員会への参加の有・無をアンケートにて調査した結果、6名の辞退者が出た。欠員の補充については、まず、今月15日に開催される定例の委員会にてメンバーに諮り、最終的には、当委員会の幹事長、幹事及び担当副会頭を中心に入選を行うこととなった。その際、今後の幅広い活動のためにもなるべく広範の業種の代表の方々に参加を呼びかけることとなった。

(4)部会・委員会等開催報告

(A)事務局により、下記の通り部会・委員会等開催報告を行った。

① EXECUTIVE MEETING (財政等について)

9月18日(金)

②部会

9月17日(木) 第三工業部会(講演会)

③委員会

9月15日(火) 広報委員会

10月2日(金) 広報委員会

10月13日(火) 運営担当理事会

④懇談会等

9月9日(水) ~ マレーシア日本商工会議所・工業部会との懇談(本所第1、2、3、工業部会担当理事・事務局長)

10日(水) NFB生産性開発プロジェクト村上アドバイザー、マネジメント・ガイダンス・センターMR. K. Y. LEE他との懇談

19日(土) 三菱銀行香港支店上松調査役との懇談

21日(月) 3M(スリーエム・USA・ミネメタ州)MR. J. マーシャル国際ビジネス開発部長との懇談

22日(火) ウェスリー・パブリッシング・ハウスMR. S. TEO オペレーション・マネジャーとの懇談

29日(火) 富山県経営者協会ミッションご一行との夕食懇談会

30日(水) フィリップ・ヨー・EDB長官他との昼食懇談会(大使公邸)

10月2日(金) 近藤鉄男・経済企画長官ご一行との昼食懇談会(メリディアン・レストラン・ド・フランス)

10月	5日(月)	関西シンガポール協会渋谷常務理事との懇談
	5日(月)	文化・広報連絡会議
	5日(月)	北九州市港湾局・浜野営業部長他との懇談
	5日(月)	(株)大和銀行総合研究所アジア・オセアニア研究所立野副所長他との懇談
	8日(木)	静岡県生産性協議会連合会ご一行との懇談会
	8日(木)	日本映画祭代表団一行歓迎パーティ (ウェスチン・スタンフォード)
	9日(金)	京都商工会議所貿易部会東南アジア経済ミッションご一行との懇談
	12日(月)	月刊データベース垣内編集部記者との懇談

(B) 9月9日、マレーシア日本商工会議所・工業部会との懇談のため第1(三森理事)、第2(佐久山理事)、第3(勝山理事)工業部会の担当理事及び石川事務局長がマレーシアへ出張した。シンガポール経済の現状及び見通し、各部会の動き及び賃金事情について、現地代表と懇談・意見交換を行った。

とくに、第3工業部会勝山理事から、今後、時期をみてマレーシア、タイ及びシンガポールの同業種の方々との交流の機会を持ちたいとの提案に対し、現地マレーシアの電子・電気関係企業の代表から賛意が表明された。バンコク日本人商工会議所に対しては、時期をみて事務局より誘いをかけることとなった。

(5)その他

稲垣副会頭より、先月の理事会にて会頭から依頼されたE D Bサービス・センター・アドバイザーリー・パネルへの参加について概ね次のような報告があった。

当パネルはシンガポールの継続的発展のためサービスセクターの振

興が望まれていること、そのため、EDBが中心となって各機関省庁ほか民間のアドバイザーを募ったものである。但し、今後、いつ開催するかは未定であり、定例的に開催されるものではない。従って、参加する人選についても現時点では決められないので、当面は事態の推移をみることとなった。

4. 入・退会

下記の入・退会について審議した結果、以下の通り決定した。

(1)入会（3社）

- FUJI ELECTRIC INDUSTRIES (S) PTE LTD
- UNIZON TECHNOLOGY PTE LTD
- JAC PROPERTY EMPLOYMENT (S) PTE LTD

(2)退会（2社）

- SHOKO CO LTD
- KIDOH CONSTRUCTUON CO LTD

(3)10月13日現在の会員数：469（前月比1社増）

5. 会計報告

1987年9月分の会計報告として、高橋財務委員作成の会計報告書を理事会出席者全員に配布した。

～ 9月の主な経済記事～

9月 2日 • パイオニア・ステータス期限が満了した企業に対する税制優遇措置等を規定した“経済拡大奨励法修正案”が先月31日に3読後国会を通過した。

リー・シェンロン通産相は同法案の第2読の際、同法修正の主旨を次のように説明した。

同法の修正の目的は1986/87年度予算案に提案された以下の4つの経済政策を実施することにある。

- 1) パイオニア・ステータス期限後の産業奨励措置の設立。
- 2) 一部サービス業の輸出奨励措置の拡大。
- 3) ベンチャー・キャピタル奨励措置の設立。
- 4) 観光計画投資補助の拡大。

新修正法の下、昨年4月1日以後にパイオニア・ステータスの期限を迎えた企業は10%以上の企業所得税控除を受けられる。

新修正法の下、今日製造業の適用されている輸出奨励措置がサービス業にも適用される。同規定の下、承認されたオフショア・サービス業務からの所得の90%が税控除の対象となる。以下は同優遇措置の対象となるサービス領域である。

- 1) 建設、ディストリビューション、工事設計等の技術サービス。
- 2) 技術関連事務、貿易・商業関連コンサルタント、管理サービス、監督・顧問サービス。
- 3) 機械設備の据付け、原料・部品の供給。
- 4) デジタル・プロセス、プログラミング・ソフト開発、通信その他のコンピューター関連サービス。

5) 会計・法律・医学・建設に関係した専門サービス。

6) 教育・訓練サービス。

7) その他の法律に規定されたサービス。

新修正法の下、当地企業の非伝統領域および新工業技術領域に対するベンチャー投資が奨励される。

新修正法の“拡大投資補助奨励”規定に基づき、当局の承認を受けた観光計画に税制優遇措置が適用される。大蔵大臣は最近2000万Sドル以上の観光投資計画に対する特別税制優遇を承認している。

リー通産相は席上、「地元投資家に有利な優遇措置を導入することは、シンガポールの自由経済の基本的精神に反する」と語った。

同相は、パイオニア・ステータスが大企業に有利な様に構想されていることを認めるとともに、「このため政府は、2年前に中小企業対象の投資援助の条件を緩和することによって、中小企業により適した援助スキームを導入した」とつけ加えた。

- リー・ヨックスアン労相は29日、雇用主に対して、「シンガポール人高齢者を労働市場から締め出すことは好ましくない」と述べ、「必要とあれば、外国人労働者の雇用を許可する際、一定の比率でシンガポール人の高齢者の雇用を義務付けることも有り得る」と述べた。

同相はまた、「高齢労働者も職探しの際、選択、希望給与に関し、もっと柔軟な姿勢を取るべきだ」と指摘するとともに、「雇用問題は市場原理に委ねることが好ましいが、もし、このような状態が継続するならば、政府として“何らかの措置”を取ることになるかも知れない」とし、外人労働者の雇用許可と抱き合わせで、高齢シンガポーリアン労働者の雇用を義務付ける可能性を示唆した。

全国労働組合会議（NTUC）書記長を兼ねるオン・テン
ション第2副首相は、これ以前の27日に、「解雇されてい
るシンガポール人が再就業するまでは、外国人労働者の雇用
は控えるべきだ」と発表しており、リー労相のこの日の声明は、
これを受けたものである。

同相によると、6月のシンガポールにおける失業率は4.7
%と、3月の4.5%から若干増加しており、現在、2万人の
シンガポール人が職を捜している。

小売業界は最近、外国人労働者の雇用規制を緩和するよう
要求したが、人手不足は一部の分野に限られており、雇用主
は若い女性に限定せず、年令のワクを広げるべきである。

最近の調査によると、向こう2年間に3万6000人のシン
ガポール人が労働市場に復帰することを望んでおり、その
大部分が女性である。政府は目下、労働市場に関する調査を
行っているという。

- 7日 ● シンガポールの労働者賃金は今後、上昇することが予想さ
れる。問題は、いつ、どの程度、どの様な方法で引き上げら
れるかであろう。

賃上げの可能性は、特にリー・クアンコー首相のナショナル・
デー・メッセージ以来強くなった。またナショナル・デー
後の、複数の閣僚のコメントからも、その可能性の強いこ
とがうかがわれた。

賃上げは、遅くとも来年までに特別ボーナスの支給、また
は給料の引き上げという形で行なわれると予想される。しか
し中央積立基金（CPF）の雇用主負担分の引き上げは早く
とも、1989年まで行なわれないだろう。政府の方針として
は、一括大幅引き上げではなく、徐々な引き上げを行うこと
であるが、いずれにせよ、CPFの調整は生産性や企業の業
績などその他の諸条件を考慮に入れた小規模なものになる可

能性が強い。

全国労働組合会議（NWC）は今年5月に、今後経済が3～4%成長すれば、利益をあげている企業は、社員の給与を今年2～2.5%引き上げることを提案、政府もこの新ガイドラインを承認した。シンガポール経済は、今年第1四半期には6.5%の大きな成長を見た。

NWCの新ガイドライン発表直後、リチャード・フー蔵相は国会で、「今年6%の経済成長が達成されれば、政府は1カ月分の通常ボーナスに加え、特別ボーナスの支給を考慮する」と発表した。同相はこの特別ボーナスの具体的な支給額については触れなかったが、「賃金の引き上げ率は、生産性の向上率を上回ってはならない」と指摘、その後リー首相、ゴー、オン両副首相その他の閣僚も同様な意見を述べた。同相はまた、賃金は、経済業況に合わせて、調整されるべきであることを指摘した。

リー首相は、メーデー・メッセージの中で、雇用主に対して、賃金引き上げ競争をすることにより、労働者の頻繁な転職を促し、労働組合の問題を大きくするような事態を回避するよう求めるとともに、賃金抑制の継続を呼びかけた。同相はこの時すでに、労働市場が逼迫していることに気付いていた様だ。

リー首相は、8月のナショナル・デー・メッセージの中では、シンガポール経済が今年上半期に、予想値の2倍に相当する7.2%を記録したことを報告する一方、「賃上げその他の報酬が検討されなければならない」と、一定条件の下における賃金の引き上げに賛成した。

そしてナショナル・デーの数日後には、オン・テンチョン第2副首相が企業に対し、1カ月分の通常ボーナスに加え、NWCが提案していた給与2%分の特別年末ボーナスを支給するよう呼びかけた。

その後ゴー・チョクトン第1副首相も、オン第2副首相の

意見を支援し、公務員に給与の一週間分（約2%）を支給するよう提案した。同相によると、この特別ボーナスが支給されるかは10月の経済閣僚委員会（EMC）の会議で決定されるという。民間部門もいずれは公共部門に引き続き、ボーナスを支給することになるであろう。

しかし、給料の引き上げについては、民間部門は何らかのはっきりした方向を決定しなければならないであろう。民間企業は給料の引き上げを希望したり、政府の賃金抑制の維持の提案に反発したりする姿勢を取っているわけではないが、問題は、当地の労働市場が逼迫する中で、給料の引き上げを回避することができるかである。

特に小売部門とサービス部門は人手不足の“危機”に陥っている。電子、繊維、ホテル、小売り各部門が成長しているにもかかわらず、これらの市場に進出する労働者は少い。それに加えて、政府の人口拡大政策で、より多くの女性が出産後、職場に戻らなくなっている。こうした理由から、企業は高賃金を提供しなければならない状況に陥り、結果として労働者の頻繁な転職が発生している。

事実、百貨店、小売り店舗の他に、電子企業、繊維企業なども、一定の生産量を維持するために、労働者により高い賃金をオファーしている。これらの産業部門には現在6000件以上の就業機会が余っており、労働力が不足しているため、製造部門は全採用人数の50%を外国人労働者の採用によって埋め合わせことを許可されている。これらの企業はより大規模な外国人労働者の採用を認めるよう、政府に要求しており、こうした状況からも、会社側も、率先して外国人、そして地元の労働者により高い賃金を支給する構えであることがわかれる。これらの成長産業部門は今年に入り、2万2000件の就業機会を創出している。

リー・シェンロン通産相は先頃の国会で、「労働市況は、市場の流れにまかせるのが良い」と語っている。これは、同相が原則的に外国人の採用に賛成していることを示すものである。政府は現在、委員会を設置し、外国人労働者の採用について詳しく検討している。

政府はこのような労働者不足を解決するため、失業者、高齢者、パートタイム労働者の採用を奨励しているが、こうした措置によって、多くの労働者が長期的に一定の職場に落ち着くことは考えられず、これは単に“労働危機”の解決を遅らせるだけであろう。

なおC P Fの調整が来年早々に行なわれる可能性は極めて薄い、リー・ヨクスアン労相は、長期的な新C P Fスキームの第1歩として、雇用主負担分を2～3%引き上げることがを提案している。これが実現すれば、被雇用者負担分は同レベル引き下げられると予想される。現在C P Fの負担分は、企業が10%、被雇用者が25%であるが、将来は両方の負担率が各20%に落ち着く見通しである。同相のこの提案は国会で正式に決定されてはいないが、全般に受け入れられている。

一方、賃金体系の改正が政府によって求められているが、当地企業900社以上のうちのわずか30社が実行したのみで、300社余りはまだ交渉の段階にあるという。柔軟性を取り入れた新賃金体系の下では、初任給が今までより低く、基本給と、生産性に見合って付加報奨等基本給以外の報奨が区別されている。

労働者側は、賃上げに関し、「景気後退時には犠牲を払ったのだから、景気が回復している今日、少なくとも多少の報酬は期待している」としている。

廣 報 欄

** NEW MEMBERSHIP (13th October 1987)

* FUJI ELECTRIC INDUSTRIES (S) PTE LTD

Mr S Yoshioka (Managing Director)

400 Orchard Road # 13-05

Orchard Towers

Singapore 0923

Tel 7344155/7344142

Tlx RS 33341 ARCHSI

Fax 7336505

* UNIZON TECHNOLOGY PTE LTD

Mr K Hirose (Managing Director)

31 International Road

Singapore 2261

Tel: 2657771/2615151

Fax 2655184

* JAC PROPERTY & EMPLOYMENT (S) PTE LTD

Mrs H Taguchi (Managing Director)

138 Robinson Road # 14-10

Hong Leong Centre

Singapore 0106

Tel 2246864

Fax 2249473

** CHANGE OF ADDRESS & TELEPHONE NO

* NIHON BUILDING SERVICE CO LTD

593 Havelock Road # 04-02

Teck Huat Chambers

Singapore 0316

Tel 7329171

* FUJI PHOTO FILM (SINGAPORE) PTE LTD

101 Thomson Road # 32-01

Goldhill Square

Singapore 1130

Tel 2506888

Fax 2509339

Tlx RS 2330 FSIN

* FUJIMAK FOOD SERVICE EQUIPMENT (S) PTE LTD

30 Hillview Terrace

Singapore 2366

Tel 7620122

Fax 7603727

Tlx RS 28110 FJMAKS

- * SUMITOMO HEAVY INDUSTRIES (S) PTE LTD
541 Orchard Road # 09-01
Liat Towers
Singapore 0923
Tel 7330294
Fax 7330441
Tlx RS 36539 SHIS

- * ALPS ELECTRIC CO LTD
24 Pasir Panjang Road # 07-11
PSA Multi Storey Complex
Singapore 0511
Tel 2730633
Fax 2734700

- * CHIYODA FELT CO (S) PTE LTD
18 Pasir Panjang Road # 03-13/14
PSA Multi-Storey Complex
Singapore 0511
Tel 2727020
Fax 2749600
Tlx RS 26436 CYDSIN

- * TDK SINGAPORE (PTE) LTD
22 Pasir Panjang Road # 07-18
PSA Multi-Storey Complex
Singapore 0511
Tlx RS 35385 A/B TDK SP
Fax 2729543

- * YAMATAKE HONEYWELL CO LTD
1 Maritime Square # 11-19
World Trade Centre
Singapore 0409

- * NITTETSU SHOJI CO LTD
16 Raffles Quay # 11-02
Hong Leong Building
Singapore 0104

- * THE HONGKONG AND SHANGHAI BANK CORP.
4/F Ocean Building
10 Collyer Quay
Singapore 0104
Tel 5333247
Fax 5323660
Tlx RS 21259 HSBC

- * KAWASAKI SINGAPORE (PTE) LTD
143 Cecil Street # 25-01
GB building
Singapore 0106

- * TOKYU INVESTMENT SINGAPORE PTE LTD
1311 Pan Pacific Singapore
7 Raffles Boulevard
Marina Square
Singapore 0103
Tel 3368111 (Rm 1311)
Fax 3399824
Tlx RS 43294 TISIN
- * HITACHI ELEVATOR ENGINEERING (SINGAPORE) PTE LTD
911 Bukit Timah Road # 03-00
Tan Chong Motor Centre
Singapore 2158
Tel 468800 (12 Lines)
Fax 4681834
Tlx RS 23723
- * NIKKO ELECTRONICS TOY PTE LTD
6 Marsiling Lane
Woodlands New Town
Singapore 2573
Tel 3688800 (12 Lines)
Fax 3684070
Tlx RS 25012 NIKKOS
- * TOSHIBA CORPORATION
60 Albert Complex
Singapore 0718
Tel 3372577
Fax 3362877
Tlx RS 25200
- * KASHO CO LTD
1 Shenton Way #13-05/06
Robina House
Singapore 0106
Tel 2207812
Fax 2238620
Tlx RS 21273
- * JAPAN TRAVEL BUREAU PTE LTD
250 North Bridge Road #32-01
Raffles City Tower
Singapore 0617
Tel 3361661

** CHANGE OF NAME OF REPRESENTATIVE

- * AOKI CORPORATION
From Mr H Eguchi to Mr T Kawata

- ** CHANGE OF NAME OF REPRESENTATIVE**
- * JGC CORPORATION**
From Mr H Hashimoto to Mr H Maeda
 - * KUMAGAI GUMI COMPANY LTD**
From Mr K Mizuma to Mr K Machida
 - * MITSUI CONSTRUCTION CO LTD**
From Mr M Isoyama to Mr J Naoe
 - * RINKAI CONSTRUCTION CO LTD**
From Mr H Mano to Mr K Masaki
 - * TOBISHIMA CORPORATION**
From Mr Y Omori to Mr Yew Hong Eng
 - * MYOJO FOODS CO (S) PTE LTD**
From Mr Y Harada to Mr T Mizuno
 - * JAPAN PULP & PAPER CO LTD**
From Mr Y Yamakita to Mr K Yanagihara
 - * HITACHI CHEMICAL (S) PTE LTD**
From Mr Y Shimasaki to Mr K Yaguchi
 - * IWATANI INDUSTRIAL GAS PTE LTD**
From Mr T Nakata to Mr M Kawamura
 - * SEKISUI SINGAPORE (PTE) LTD**
From Mr Y Imamura to Mr S Watanabe
 - * BRIDGESTONE CORPORATION**
From Mr H Odagiri to Mr S Satomura
 - * COSMO OIL SINGAPORE PTE LTD**
Mr K Hashimoto to Mr M Murata
 - * HITACHI ELEVATOR ENGINEERING (S) PTE LTD**
From Mr A Itakura to Mr Y Saji
 - * MHI SOUTH EAST ASIA PTE LTD**
From Mr A Ogawa to Mr Y Kitahara
 - * SUGINO MACHINE LTD**
Mr M Naruse to Mr H Hayashi

- * ALPS ELECTRIC CO LTD
From Mr N Narisawa to Mr Y Sagisaka
- * DCM UNIVAC INDUSTRIES PTE LTD
From Mr Png Ewe Guan to Mr T Nakagaki
- * HITACHI ((SINGAPORE) PTE LTD
From Mr T Takeuchi to Mr K Watanabe
- * HOSIDEN SINGAPORE PTE LTD
From Mr F Manabe to Mr H Bozaki
- * JVC ELECTRONICS SINGAPORE PTE LTD
From Mr K Kafuku to Mr T Uchida
- * MITSUBISHI ELECTRIC SINGAPORE PTE LTD
From Mr S Kameda to Mr T Tamiya
- * SANYO AIRCONDITIONERS MANUFACTURING (S) PTE LTD
From Mr A Sasaki to Mr Y Takeda
- * SANYO ELECTRONICS (S) PTE LTD
From Mr K Ikawa to Mr S Yoshikawa
- * SINGAPORE NOBLE ELECTRONICS PTE LTD
From Mr Y Ikeda to Mr N Kosuzu
- * SONY INTERNATIONAL (S) PTE LTD
From Mr K Ueno to Mr T Shimozu
- * TAIKO ELECTRONICS (S) PTE LTD
From Mr A Fukumoto to Mr T Takahashi
- * TERASAKI ELECTRIC CO (F.E) PTE LTD
From Mr T Inokuchi to Mr S Gomi
- * YOKOGAWA CORPORATION OF ASIA PTE LTD
From Mr Y Umeda to Mr K Ono
- * YOKOWO (S) PTE LTD
From Mr K Matsumoto to Mr T Masuda
- * MINOLTA SINGAPORE (PTE) LTD
From Mr H Suzumura to Mr A Tezuka

- * CHORI SINGAPORE PTE LTD
From Mr S Iuchi to Mr H Furukawa
- * DAIDO KOGYO CO LTD
From Mr S Oka to Mr Y Kanie
- * NITTETSU SHOJI CO LTD
From Mr S Oki to Mr K Ohnishi
- * YUASA TRADING CO LTD
From Mr H Okura to Mr H Hori
- * THE INDUSTRIAL BANK OF JAPAN LTD
From Mr T Taguchi to Mr J Itoigawa
- * THE KYOWA BANK, LTD
From Mr M Maruyama to Mr S Hiura
- * THE TOYO TRUST AND BANKING CO LTD
From Mr T Watanabe to Mr S Kobayashi
- * SB GENERAL LEASING (SINGAPORE) PTE LTD
From Mr M Ohara to Mr K Sakai
- * NIPPON LIFE INSURANCE CO
From Mr A Matsuoka to Mr M Yamagami
- * KAWASAKI SINGAPORE (PTE) LTD
From Mr H Kawamoto to Mr F Mitarai
- * NISSIN TRANSPORT (S) PTE LTD
From Mr T Sumiyama to Mr T Ohno
- * SANKYU (SINGAPORE) PTE LTD
From Mr H Kawamoto to Mr K Hosokawa
- * COOPERS & LYBRAND
From Mr H Ono to Mr Y Nishimura
- * OSAKA MERCHANDISE CENTRE-INC
From Mr T Imada to Mr K Watanabe
- * KANDENKO CO LTD
From Mr H Shimizu to Mr M Wada

- * ZENI LITE BUOY CO LTD
From Mr K Kiribara to Mr Y Tabata
- * AIWA SINGAPORE PTE LTD
From Mr T Inaba to Mr K Tada
- ** CHANGE OF COMPANY'S NAME
- * DAIFUKU MECHATRONICS (S) PTE LTD
From Daifuku Company Limited
To Daifuku Mechatronics (S) Pte Ltd
- * SAKATA INX SINGAPORE PTE LTD
From Sasata (S) Pte Ltd
To Sakata INX Singapore Pte Ltd
- * TOYODA TSUSHO (SINGAPORE) PTE LTD
From Toyoda (Singapore) Pte Ltd
TO Toyoda Tsusho (Singapore) Pte Ltd
- * COOPERS & LYBRAND . CHUO AUDIT CORP.
From Coopers & Lybrand
To Coopers & Lybrand, Chuo Audit Corp.
- * DENTSU Y & R ADVERTISING PTE LTD
From Dentsu Y & R
To Dentsu Y & R Advertising Pte Ltd
- * TOHMATSU AWOKI & SANWA (MANAGEMENT CONSULTANTS)
From Tohmatsu Awoki & Co
To Tohmatsu Awoki & Sanwa (Management Consultants)

資料案内

国内一般

シンガポール共和国移住法		S\$ 15
民事法		S\$ 5
刑法（暫定規定法）		S\$ 10
公益事業法		S\$ 10
貿易開発委員会		S\$ 5
	（会 員）	
	（非会員）	S\$ 8

投資関係

資金援助制度の手引き	S\$ 8
法律 15 号 (経済拡大奨励法改正法) 1979 年	S\$ 5
経済拡大奨励 (所得税免除) 法 <改訂版・原文付> (会 員)	S\$ 30
(非会員)	S\$ 33

租税・税制

所得税法<改訂版>	(会 員)	S\$ 25
	(非会員)	S\$ 30
所得税法・1985年改正法		S\$ 5
法律第2号共和国所得税法改正(1973年)		S\$ 5
法律第13号 " (1977年)		S\$ 5
法律第17号 " (1980年)		S\$ 5
法律第20号共和国所得税(改正)令		S\$ 5
シンガポールとの租税(所得)条約		S\$ 5
法律(改正)時報第21号(経済拡大奨励法及び所得税法改正法)		S\$ 5
シンガポールの租税		S\$ 15
シンガポールとの租税(所得)条約(二重課税防止条約の一部改正)		S\$ 5
シンガポールとの租税(所得)条約	(会 員)	S\$ 20
<改訂版>	(非会員)	S\$ 30
関税法(第133編)関税令<1985年版>	(会 員)	S\$ 15
	(非会員)	S\$ 20

会社法

法律第 1 号（共和国会社法改正） 1970 年		S\$ 5
法律第 4 号（共和国会社法改正） 1974 年		S\$ 5
法律 19 号 1980 年中央厚生年金法告示（付表の入替）		S\$ 5
法律 16 号（会社の買収及び合併に関する）		S\$ 5
シンガポール共和国会社法	（会 員）	S\$ 60
	（非会員）	S\$ 70
会社法・1984 年改正法	（会 員）	S\$ 20
	（非会員）	S\$ 30
シンガポール共和国憲法（再版）	（会 員）	S\$ 10
	（非会員）	S\$ 15
憲法改正法（1984，1985 年）		S\$ 5
国会議員選挙法（再版）	（会 員）	S\$ 10
	（非会員）	S\$ 15
事業登記法（1973 年法律第 36 号）	（会 員）	S\$ 15
	（非会員）	S\$ 20

為替管理・関税

法律第 6 号 (為替管理法改正) 1976 年	S\$ 5
金融業者法	S\$ 10
財務諸表公開原則	S\$ 15

業種別規則

法律第 18 号工場法改正法 (1973 年)	S\$ 5
-------------------------------	-------

特許・商標・その他

シンガポール共和国特許 (実施権) 法	S\$ 5
シンガポール共和国商標法	S\$ 10
価格規則法	S\$ 5
1975 年水質汚染規則制及排水法	S\$ 10
1971 年海洋汚染防止法	S\$ 5
印刷・出版業者法	(会 員) S\$ 2
.....	(非会員) S\$ 3
ホテル法	(会 員) S\$ 5
.....	(非会員) S\$ 8

労働関係

労働組合法 (1977 年)	S\$ 10
法律第 3 号 (共和国労働雇用法改正) 1970 年	S\$ 5
法律 (改正) 時報 (第 25 号)	S\$ 5
法律 (改正) 時報 (第 26 号)	S\$ 5
法律 (改正) 時報第 22 号 (雇用法並びに労働者補償法)	S\$ 5
法律 (改正) 時報第 23 号 (中央厚生年金法改正法)	S\$ 5
労働雇用法 (1976 年幼少年雇用規則)	S\$ 5
法律 (改正) 時報第 24 号 (中央厚生年金改正法)	S\$ 5
法律 (改正) 時報第 27 号 (中央厚生年金法を改正する法律)	S\$ 5
シンガポール共和国雇用法 (改訂版)	(会 員) S\$ 15
.....	(非会員) S\$ 20
中央厚生年金法 (改訂版)	S\$ 5
労働三法 (雇用法・組合法・関係法)	S\$ 30

商工会議所出版物

業種別会員名簿 (1986 / 87 年)	(会 員) S\$ 15
.....	(非会員) S\$ 30
月報 (各月号)	S\$ 8
シンガポールにおける企業経営ガイド	(会 員) S\$ 15
.....	(非会員) S\$ 30

編集後記

シンガポールで5回目の独立記念日を経験したが毎回驚かされる事がある。それは独立記念日に行われる一連のスピーチでシンガポール政府首脳の日本に学ぶと云う真摯な姿勢と国民に対する政府の懸命な指導である。

今年は“EXCELLENCE FOR SINGAPORE, A NATION FOR ALL”が指導理念であり、リー准将は EXCELLENCE とは即ち、何故シンガポール港であり、PASIR GUDANG, PORT KELANG ではないのか、それはシンガポール港の優れた FACILITY であると同時に安くて迅速な Service である。又、何故 SIA なのかそれは新しく優れた機種であり、同時にすばらしい空港と機内食、Best の Service であると。

日本では企業 Base での話がシンガポールでは国家 Base で取り上げられ2.5百万人の国民はその精神を忠実に実行しようと努力している。

シンガポールの生き残り作戦はいわゆる Soft の部分に負う所が大きく、それは近隣諸国の追隨を許さぬ強力な武器となっている。

今後の日本もシンガポールに学ぶ所大であると思われて仕方がない。

さて、今月号は「シンガポール石油産業の現状と今後」を伊藤忠インターナショナル・ペトロリアムの島貫氏、「貨幣の話—シンガポールの通貨」をシンガポール貨幣局から、日常のビジネスの中で、われわれがともすればうっかりして考え違いをしがちなことについて「シンガポールのタブー集」という興味ある記事をテンポラリー・サービスの符積逢氏より頂きました。又10月号も引き続き今中氏の「邦人小史④—欧洲大戦前後」の4本となっています。

以上、御多忙の折、御執筆いただき御礼申し上げます。

今月号の担当は、重盛（凸版印刷）、村井（時事通信）、小林（伊藤忠商事）でした。

MONTHLY REVIEW

STRICTLY MEMBERS ONLY



██████████ M. C. I. (P) No. 27 / 4 / 87

PRINTED BY
GREEN MOUNT PUBLICATION & PRINTING CO.
155 Kallang Way # 02-11/12
Singapore 1334. Tel: 2923831

JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY SINGAPORE

C. P. F. BUILDING, 79 ROBINSON ROAD, # 24 - 04 (24th Storey) SINGAPORE 0106